

「最低制限価格」等の改正について 【委託業務に係る最低制限価格の引上げ】

設計業務・地質調査業務・測量業務の最低制限価格等引上げについてお知らせします。

委 託 業 務

委託業務の「最低制限価格」の算定方法を次のとおり改正します。

(諸経費・一般管理費等の掛け率の引上げ)

従

【建築・設備設計】

直接人件費の額 + 特別経費の額 + 技術料等経費の 60% + 諸経費の 60%

【土木設計】

直接人件費の額 + 直接経費の額 + その他原価の 90% + 一般管理費等の 30%

【地質調査】

直接調査費の額 + 間接調査費の 90% + 解析等調査業務費 75% + 諸経費の 40%

前

【測量】

直接測量費の額 + 測量調査費の額 + 諸経費の 40%



変

【建築・設備設計】

直接人件費の額 + 特別経費の額 + 技術料等経費の 60% + 諸経費の 70%

【土木設計】

直接人件費の額 + 直接経費の額 + その他原価の 90% + 一般管理費等の 50%

更

【地質調査】

直接調査費の額 + 間接調査費の 90% + 解析等調査業務費 80% + 諸経費の 50%

後

【測量】

直接測量費の額 + 測量調査費の額 + 諸経費の 55%

2 適用

平成 28 年 4 月 4 日以降に告示する案件より適用いたします。

3 改正後の要領等

【一般財団法人札幌市住宅管理公社最低制限価格取扱要綱】

http://www.s-j-k.or.jp/documents/gyousha/keiyaku_kitei/saiteiseigenkakaku_youko.pdf

お問い合わせ先：一般財団法人札幌市住宅管理公社総務部契約担当係